

技術検定試験制度の改正について

国土交通省 土地・建設産業局
建設業課

はじめに

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に基づく技術検定は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施している試験になります。技術検定は、土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理等の6種目について1級・2級の別に、学科試験及び実地試験によって行われています。技術検定に合格した者は、1級土木施

工管理技士、1級建築施工管理技士、1級管工事施工管理技士等を名乗ることができ、工事現場で技術上の管理を行う監理技術者、主任技術者になることができます。

技術検定試験の受検にあたっては学歴に応じて一定の実務経験が必要となっており、例えば1級試験については大学指定学科卒業後3年、短大・高専指定学科卒業後5年、高校指定学科卒業後8年の実務経験が必要となっております（表1）。

表1 受検に必要な実務経験年数
(土木、建築、電気工事、管工事、造園)
1級の受検資格（令第27条の5第1項）

学歴等	受検に必要な実務経験年数 ^{※1}	
	指定学科	指定学科以外
大学	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
短期大学、高等専門学校	卒業後5年以上	卒業後7年6ヶ月以上
高等学校	卒業後8年以上 ^{※2}	卒業後11年6ヶ月以上
中等学校	卒業後15年以上	
2級技術検定合格者	2級合格後3年以上 ^{※2}	

※1

1級については、上記実務経験年数のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数を必要とする。

※2

「専任の監理技術者もとの実務経験2年以上」を満たさない場合には、+2年の実務経験を必要とする。

2級の受検資格（令第27条の5第2項）

学歴等	受検に必要な実務経験年数		
	指定学科		指定学科以外
	学科試験	実地試験	
大学	条件なし ^{※3}	卒業後1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
短期大学、高等専門学校	条件なし ^{※3}	卒業後2年以上	卒業後3年以上
高等学校	条件なし ^{※3}	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
上記以外	8年以上		

※3

試験と同年度に卒業見込みの者は、学科試験のみ受検することが可能

近年、若手入職者の減少、技術者の高齢化が進んできており、建設産業の将来の担い手となる若手技術者の確保が急務となっています。(図1)

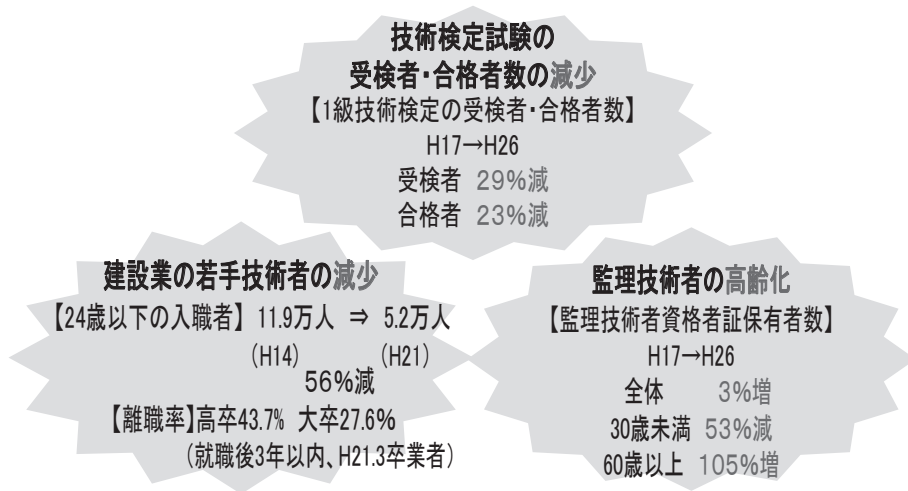


図1 若手入職者の減少と技術者の高齢化

こういった状況を踏まえ、優秀な若手技術者を確保する観点から、技術検定試験制度の資格要件の見直しを行っております。本稿では、近年の主な技術検定制度の資格要件の緩和と今後の検討項目についてご紹介します。

見直し内容

(1) 1級技術検定試験の受検資格の緩和

平成26年度の技術検定試験より、1級技術検定試験を受検する場合、2級技術検定に合格した者については、2級に合格した後5年の実務経験が必要となっておりますが、建設企業が若手技術者に対して監理技術者に必要な技術力や指導力を早期に習得させる取組みを評価し、一定の要件を満たす実務経験を積んだ者については、早期に受検することが可能となるようになりました。

具体的には、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を含む場合には、2級技術検定合格後に必要な実務経験

年数を2年短縮し、全体で3年の実務経験で受検することが可能となります。(ただし、従来要件となっている指導監督的実務経験1年以上も引き続き必要となります。)さらに、高等学校指定学科卒業者で実務経験のみで受検する者についても、同様の経験を有する場合には、1級技術検定の受検にあたり必要な実務経験年数を2年短縮し、全体で8年の実務経験で受検が出来るようになりました。

(2) 2級技術検定の学科試験合格者の学科試験免除の有効期間の延長

土木、建築、電気工事、管工事、造園の種目については、高校等の指定学科卒業者及び卒業見込み者については、実務経験を積むことなく学科試験を受検することが可能となっております。この場合に、学科試験に合格した後の学科試験について、例えば、高校指定学科卒業者については、高校を卒業後、6年以内に行われる連続する2回が免除され、実地試験を受検すること

ができることとなっていました。近年、進学する者が増加しているような状況を踏まえ、資格取得の意欲が高く、技術者に必要な技術力取得に前向きである者について評価するために、平成26年度の技術検定試験より、高校卒業後、大学等の指定学科に進学した者について、その年数を2年延長することとしました。また、同様に短大、専門学校等の指定学科に進学した場合についても、有効期間が延長されました。

(3) 2級施工管理技術検定試験の試験地区の拡大

平成27年度の技術検定試験より、工業高校生等の若手受検者の利便性の向上による、受検機会の拡大につなげるため、2級施工管理技術検定試験（学科のみ受検）の試験地区の拡大を行いました。具体的には、建築施工管理・電気工事施工管理は6地区、管工事施工管理・造園施工管理は1地区を追加しております。

(4) 実務経験年数算定基準の緩和

平成27年度の技術検定試験より、技術検定の受検に必要な実務経験について、従来は受検申込時で計算しておりましたが、学科試験の前日までで計算することができるようになりました。さらに、2級合格者が1級を受検する際は、必要な実務経験について、従来は合格証明書交付日より計算しておりましたが、合格発表日より計算できることとなりました（図2）。これらの変更により実務経験を有する者は半年以上の早期受検が可能となります。

詳細については、各試験の受検の手引きや、試験を実施している試験機関（表2）のホームページ等でご確認ください。

表2 技術検定種目と各指定試験機関一覧

種目	試験機関
建築・電気工事	一般財団法人建設業振興基金
土木・管工事・造園	一般財団法人 全国建設研修センター
建設機械施工	一般社団法人 日本建設機械施工協会

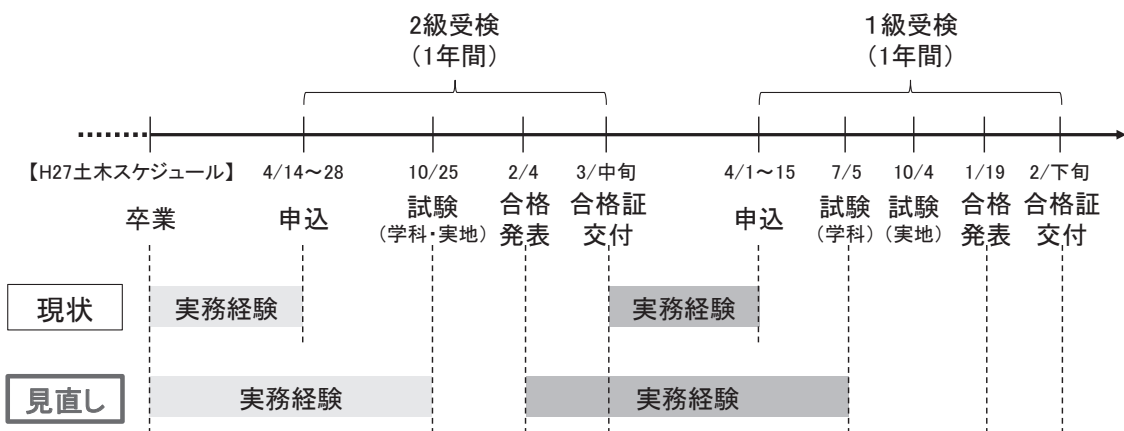


図2 実務経験年数算定基準の緩和

(5) 2級技術検定（学科試験）の早期受検

平成28年度の技術検定試験より、2級のすべての種目に関して、工業高校等指定学科卒業者、普通高校等指定学科外卒業者の別に関わらず、実務経験なしで学科試験の受検が可能となるように検討しております。

この見直しにより、若手受検者の早期受検が可能となることによる建設業界への就職支援と、若手技術者の早期離職の防止を図ろうと考えております。本件については、改正に向けた手続きを進めているところです（図3）。



今後の検討項目

引き続き、建設産業の担い手確保・育成に向けた取組みを行って参ります。

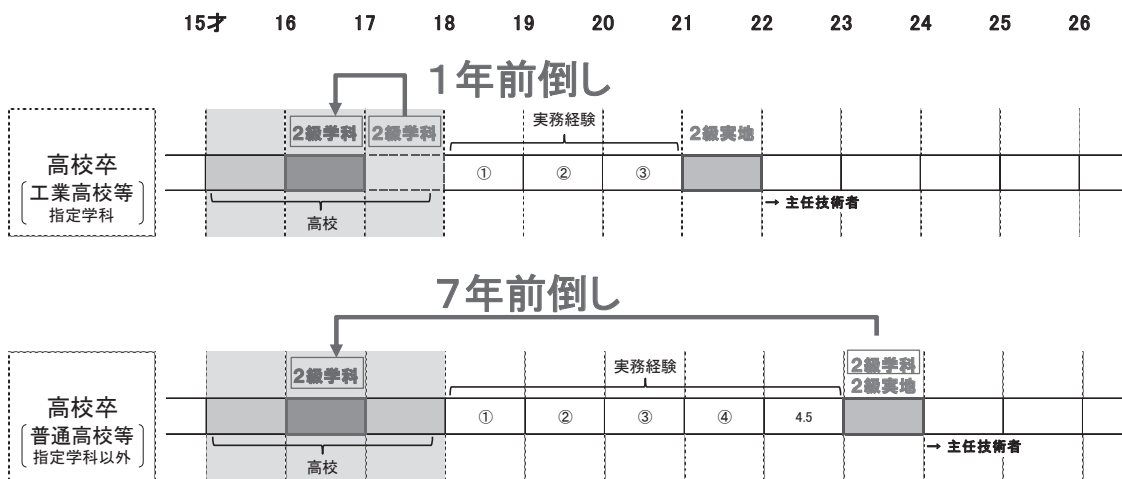


図3 2級技術検定（学科試験）の早期受検